

令和7年度

指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導
(共通編1)

大阪市福祉局障がい者施策部

1

それでは、令和7年度 指定障がい福祉サービス事業者等の集団指導、共通編1を始めます。

この研修動画は、画面上に字幕が表示されます。

本研修(集団指導)の実施について

目的 関係法令・制度の趣旨・目的の周知及び理解の促進
算定要件等の周知による過誤・不正請求の防止 など

対象 原則として4月1日現在、指定(登録)を受けている全事業者

<受講確認方法>

研修動画視聴後、大阪市行政オンラインシステムにて受講報告 ➡ 受講完了

大阪市行政オンラインシステムで受講報告がない場合、未受講扱いとなります。

まず、本研修(集団指導)の実施について、概要を説明します。

本研修の目的は、関係法令や制度の趣旨・目的の周知並びに算定要件等の周知による過誤や不正請求の防止です。

原則として、毎年度4月1日現在、指定又は登録を受けている全事業者が対象となります。

受講確認は、研修動画視聴後、大阪市行政オンラインシステムにて行いますので、必ずご報告をお願いいたします。

本研修を受講しても行政オンラインシステムの受講報告がない場合、未受講扱いとなりますのでご注意ください。

目次(共通編1)

1. 運営指導及び監査の流れ

2. 業務管理体制の整備と届出

共通編1では

- 1 運営指導及び監査の流れ
- 2 業務管理体制の整備と届出の2つの内容について、

説明します。

それでは、運営指導及び監査の流れについて、説明します。

運営指導とは

(1) 目的

- サービスの質の確保と向上
- 利用者の尊厳の保持や人権擁護
- 適正な介護給付費等の請求等

(2) 運営指導の種類

- 一般指導 全ての事業者の中から計画的に実施
- 随時指導 下記の対象について、個別に実施（事前通知がないこともある）
 - ・ 苦情・通報等があったもの
 - ・ 市町村から情報提供のあったもの
 - ・ 過去の指導事項について、改善が不十分であり、再度の運営指導により改善が見込まれるもの

それでは、運営指導について説明します。

運営指導の目的は、サービスの質の確保と向上、利用者の尊厳の保持、人権擁護、適切な介護報酬等の請求等です。

運営指導は、全ての事業者を対象とし、計画的に実施する「一般指導」と、苦情、通報がある事業者、他市町村から情報提供がある事業者、過去の指導事項について改善が不十分で再度の運営指導により改善が見込まれる事業者について行う、「随時指導」があります。随時指導の場合は、事前に通知をせずに行うこともあります。

運営指導の指導事項について

1. 運営指導及び監査の流れ

本市職員が、事業所の所在地等において、関係書類の閲覧とヒアリングを行い、運営指導及び報酬請求指導を行う。

【運営指導】

関係法令及び指定基準に照らし、適正な運営が行われているか確認し、適切でない場合は指導する。



【報酬請求指導】

報酬基準等に照らし、介護報酬等の算定要件や必要な人員の体制が確保されているか等を確認し、適切でない場合は指導する。

※ 指定事務受託法人の職員が、関係書類の閲覧とヒアリングにより運営及び報酬請求の確認を行うこともあります。

5

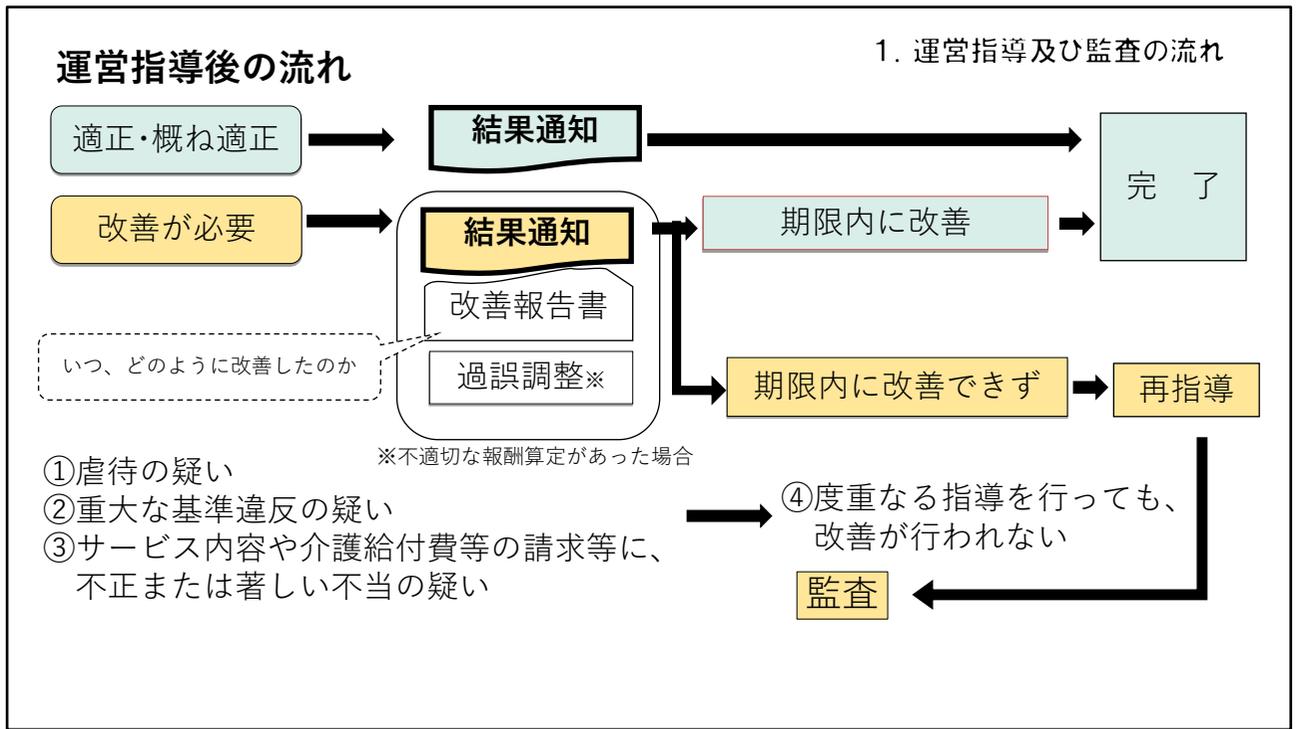
運営指導の指導事項について説明します。

運営指導は、本市職員が事業所を訪問し、関係書類の閲覧とヒアリングを行うことにより、運営、報酬請求の指導を行います。

「運営指導」は、関係法令及び指定基準に照らし、適正な運営が行われているか確認し、適切でない場合は指導を行います。

「報酬請求指導」としては、報酬基準等に照らし、介護給付費等の算定要件や必要な人員の体制が確保されているか等を確認し、適切でない場合は指導します。

なお、指定事務受託法人の職員が、関係書類の閲覧とヒアリングにより、運営及び報酬請求の確認を行うこともあります。



続いて、運営指導後の流れを説明します。

運営指導の結果、運営が適正または概ね適正と認められた場合は事業所に対し結果通知が送付され、運営指導は完了となります。

事業所の運営について改善が必要な場合は、結果通知と併せて改善報告書を送付しますので、いつ、どのように改善したのか本市に対し報告をお願いいたします。

また、不適切な報酬算定があった場合は過誤調整も必要となります。定められた期限内に改善されると完了となりますが、期限内に改善できなかった場合は再指導の対象となります。

なお、虐待の疑い、重大な基準違反の疑い、サービス内容や介護給付費等の請求等に、不正または著しい不当の疑いがあった場合や、運営指導で度重なる指導を行っても改善が行われない場合は監査が実施されます。

監査の対象

1. 運営指導及び監査の流れ

(1) 目的

- サービスの質の確保と向上
- 利用者の尊厳の保持や人権擁護
- 適正な介護給付費等の請求等

(2) 対象

- 従事者による利用者虐待が疑われるとき
- 指定等の基準の重大な違反が疑われるとき
- 自立支援給付サービス内容に関する不正や著しい不当が疑われるとき
- 自立支援給付費等の請求に関する不正又は著しい不当が疑われるとき
- 不正の手段により事業者指定を受けたとき
- 度重なる指導にもかかわらず、改善が認められないとき
- 正当な理由なく運営指導を拒否したとき
- その他市長が必要と認めたとき

7

監査の目的は、運営指導と同じく、サービスの質の確保と向上、利用者の尊厳の保持、人権擁護、適切な介護報酬等の請求等です。

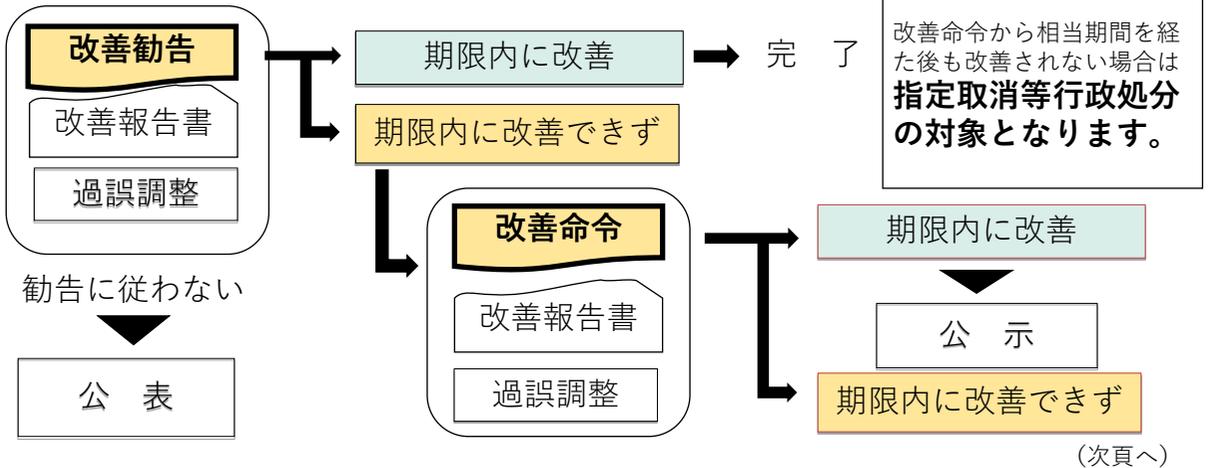
監査の対象となるのは、従事者による利用者虐待、重大な基準違反、自立支援給付サービスの内容や請求に関する不正や著しい不当のほか、正当な理由のない運営指導の拒否などです。

実施にあたっては、文書により通知し、原則2名以上の職員で行います。ただし、緊急を要する場合は、当日通知により実施する場合があります。

1. 運営指導及び監査の流れ

監査後の流れ 1

《直ちに指定取消等には至らないが、改善が必要と認められる場合》



それでは監査後の流れについて説明します。

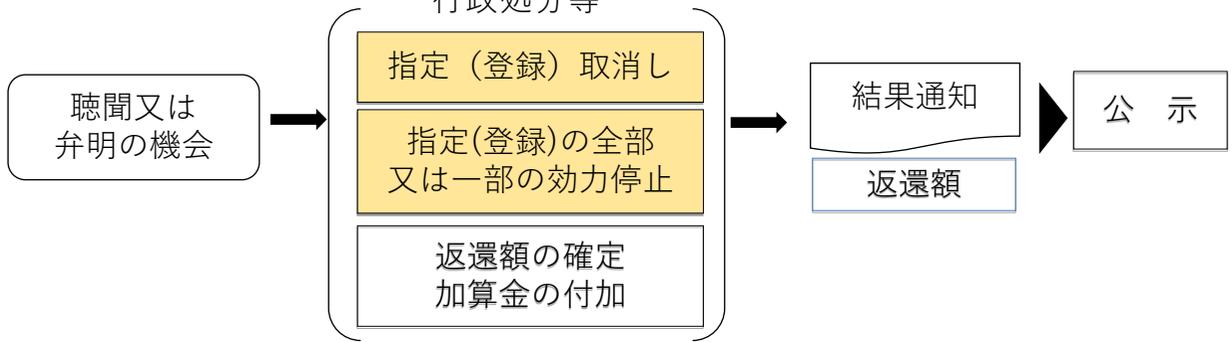
監査において直ちに指定取消等の行政処分には至らないものの、改善が必要と認められる場合には、改善勧告と併せて改善報告書を送付しますので、いつ、どのように改善したのか、報告をお願いいたします。

勧告に従わない場合は事業所名等を公表し、改善命令を行います。改善命令後、期限内に改善された場合は、その旨が公示され完了となりますが、改善命令から相当期間を経た後も改善されない場合は、指定取消等行政処分の対象となります。

監査後の流れ 2

《指定取消等の事由に該当する場合》
行政処分等

1. 運営指導及び監査の流れ



取消処分により欠格事由該当者となる者

- ①法人の役員
- ②その事業所を管理する者（管理者等）

監査の結果、指定取消等の事由に該当する場合は、事業者には聴聞又は弁明の機会が与えられ、その後、指定取り消し等の行政処分が行われます。

取消処分となった場合、法人の役員や、その事業所を管理する管理者などは欠格事由該当者となります。

目次(共通編)

1. 運営指導及び監査の流れ

2. 業務管理体制の整備と届出

- (1) 事業者が整備する業務管理体制について
- (2) 業務管理体制に関する事項の届出について

次に、業務管理体制の整備と届出について説明いたします。

(1) 事業者が整備する業務管理体制について

法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。
(平成24年4月1日～)

事業所の数



平成24年4月1日より、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備する業務管理体制は事業所の数に応じて定められています。

まず、すべての事業者について、事業者内部の法令遵守を確保するため、法令遵守責任者を選任する必要があります。

その場合、資格は不要ですが、少なくとも障害者総合支援法、児童福祉法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することが想定されています。

法務部門を設置していない事業者等の場合には、実際に法令遵守を確保することができる者を選任することが求められています。

なお、これらは代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

事業所の数が20以上の事業者では、法令遵守責任者の選任に加えて法令遵守規程の整備が必要になります。法令遵守規程には、少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や、標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したものを作成してください。

事業所の数が100以上の事業者については、法令遵守責任者の選任、法令遵守規程の整備に加えて自主監査の実施が必要となります。

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の届出について

届出先について	
2以上の都道府県に事業所等が所在	厚生労働省（社会・援護局企画課）
大阪市内に全ての事業所等が所在	大阪市（福祉局運営指導課）
上記以外の事業者	大阪府（福祉部生活基盤推進課）

届出は業務管理体制の整備に関する根拠条文ごとに行う必要があります。

※例えば、就労継続支援A型の事業所と障害児通所支援事業所のような、業務管理体制の整備に関する根拠条文が異なるサービスを経営している場合、複数の届出が必要となります。

就労継続支援A型の事業所：障害者総合支援法第51条の2

障害児通所支援事業所：児童福祉法第21条の5の26

※介護保険制度における業務管理体制の届出と混同しないように気をつける必要があります。

業務管理体制の届け出先は、
2以上の都道府県に事業所等が所在する場合は厚生労働省、
大阪市内に全ての事業所が所在する場合は大阪市、
それ以外は大阪府となります。

届出は、業務管理体制の整備に関する根拠条文ごとに行う必要があります。

例えば、就労継続支援A型の事業所と障害児通所支援事業所のような、業務管理体制の整備に関する根拠条文が異なるサービスを経営している場合、複数の届出が必要となります。

それぞれの根拠条文は、
就労継続支援A型が障害者総合支援法第51条の2、
障害児通所支援事業所は児童福祉法第21条の5の26です。

介護保険制度における業務管理体制の届出と混同しないように注意してください。

**共通編1は以上です。
共通編2にお進みください。**



13

お疲れ様でした。共通編1は以上です。

続いて、共通編2の研修にお進みください。